

令和2年度第2回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

1 日時・場所：書面開催

2 出席者

区分	団体名	役職等	氏名
学識経験者	岐阜大学（本協議会会長）	応用生物科学部教授	矢部 富雄
	（公社）岐阜県栄養士会	代表理事	後藤 美保
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	佐藤 圭三
	岐阜県食生活改善推進員協議会	副会長	小藪 年枝
	岐阜県生活学校連絡協議会	書記	河野 美佐子
	消費者（公募）	—	加古 郊三
	消費者（公募）	—	後藤 順
	消費者（公募）	—	松原 ちず子
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	高坂 茂
流通業者	（公財）岐阜県学校給食会	理事長	青木 廣志
	（株）大光	購買本部・購買第一グループ グループ長	徳井 正樹
	岐阜県卸売市場連合会	会長	大野 悟朗

3 議題

岐阜県食品安全行動基本計画～第4期～重点施策について

- ・重点5 食品表示対策
- ・重点7 学校等における食品安全教育の推進

#### 4 議事要旨

(矢部会長)

##### ○資料1 重点5 (4) 食品表示に関する相談窓口の設置について

食品表示に関する相談窓口として、事業者からの具体的な表示相談については、製造者等の所在地のある最寄りの保健所に相談いただくとのことで問題ないかと思うが、『食品表示110番』『食の安全相談窓口』については、広く一般から情報が集まる体制が取れている必要があると思われる。電話での提供だけでなく電子メール及びホームページ上からのフォームによる提供（スマホからの提供を想定）が出来るしくみの構築も考慮してはどうか。

##### ○資料1 重点7 (3) 中高生向けの出前講座の開催について

県ホームページで募集案内をしているとのことだが、少人数での開催を見越した個人レベルへの案内は効果的には思えないため、学校単位での募集案内をすべきではないか。学校単位で案内を行ったうえで、例えばクラスの単位で参加申込を受け付けるといったような対応がよいのではないかと思う。

(後藤副会長)

##### ○資料1 重点7 (4) 学校等の先生や保護者を対象とした講習会の開催について

岐阜県栄養士会について

本年度 本会（(公社)岐阜県栄養士会）に、食品表示等総合講習会の未受講業者より、「栄養成分表示について知りたい」との依頼が1件ではあるが、あった。

本会では、(公社)日本栄養士会及び本会認定の「認定栄養ケア・ステーション（他団体）」を紹介した。（内容は 栄養価計算）

少しずつではあるが、県民に食品表示の必要性が知られているのではないかと考える。「認定栄養ケア・ステーション」は、本会の栄養ケア・ステーションとは別のもので、現在、県内に2か所ある。

(佐藤委員)

##### ○資料1 重点5 食品表示対策について

- ・ 食品表示にかかるコンプライアンス遵守が進むよう、引き続き行政による事業者の支援や点検の充実を要望する。法令や基準の複雑化と合わせ、今期は新型コロナの影響により、生産・製造量が大きく増減した事業者もあると思われる。誤表示等が発生しやすい環境であると捉え、発生防止について行政と生産者・製造者が連携しての取り組みを要望する。

○資料1 重点5 (3)消費者に対する食品表示の情報提供について

- ・ 消費者への情報提供については、生協では地域の出前講座を企画し、生活衛生課や保健所の協力を得て食品表示の学習活動を実施している。コロナ社会の中で、集合型の講座がさらに困難になる今後においては、IT 活用による情報提供への移行が進むため、県からの直接的な情報発信だけでなく、企業や諸団体・組織を通しての情報発信及びコミュニケーションの組み立てが重要であると考ええる。
- ・ 高齢者層は、インターネットや SNS よりリアル開催が望まれる方もあると考えられる。単独の開催だけでなく、複数企画でのセット開催なども検討できないか。
- ・ 健康に直結する表示(期限日表示など)を始めとして、多くの消費者が食品表示に関心を持っていると思うが、関心はあるが情報の探し方が不案内である状況はあり、より探しやすい情報提供が期待されていると感じる。
- ・ ゲノム編集食品については、11/18「食の安全・安心シンポジウム」講演のように、かなり噛み砕いても難しい分野ではあるが、関心ある県民に十分な情報が提供されるよう、継続的な取り組みを期待する。

○資料1 重点7 学校等における食品安全教育の推進について

- ・ この間「食品表示の偽装」への不安が低減しているのは、食品安全行政の努力の賜物と推察する。
- ・ 教育推進の場として学校・保育園がまずあげられるが、食品安全分野に限らず、学校に届けられる情報としてかなり多種多様の紙媒体があると聞く。せっかくの情報が消化されずに放置されないよう、学校サイドと情報提供のあり方の引き続きの検討も引き続きの課題となると考える。  
ネット社会の中、対象者にダイレクトに・コンパクトに・こまめに情報を届ける取り組みが必要とされると考える。
- ・ 低学年や保育園まで教育の対象をひろげていく上では、体験型学習の充実をはかることが有効であると考ええる。学校の他にも、民間企業や団体の取組みにリンクさせていくことで機会を増やし、内容の多様化・高品質化がはかれるのではないかと考える。

(小藪委員)

○資料1 重点5 食品表示対策について

- ・ 食品に食品表示されて安心ですが、読み易い様、もう少し字が大きくなると嬉しい。
- ・ 食生活改善協議会の親子の食育講座の自習の際、アレルギー表示を実施している会もある。推進していきたいと思う。

○資料1 重点5 (3)消費者に対する食品表示の情報提供について

- ・出前講座や栄養成分表示講習会等の利用は、一年にどれほどあるか？

私たちの会は、幼児から高齢者の方まで、お話する機会があるため、世代別に合ったリーフレット、出前講座を今まで以上に活用したいと思う。

<回答>生活衛生課

- ・出前講座は、県民からの申し込みがあれば全て実施している。毎年20回程度の利用があり、令和元年度は23回実施した。栄養成分表示等講習会は県内各地で開催し、令和元年度は32回（食品表示がテーマの出前講座2回を含む）実施している。

○資料1 重点7 学校等における食品安全教育の推進について

年代別に話す機会に（1）～（4）の事業を参考に組みたいと思う。

（河野委員）

○資料4 栄養成分表示リーフレットの年代枠について

現在、結婚年齢等が幅広くなっていることから、働き盛りの年代も幅ひろくなっている。

特に“あなたに役立つ栄養成分表示”は、全世代向けとなっている為、年代枠を広げる等考慮が必要と考える。もちろん高齢化とはいえ、定年過ぎても第一線でバリバリ働く人達もいることを考えると、尚更ではないだろうか。

「健康の道しるべ」の方は、目安や参考又、参照体重とあるので、見ている側としては気持ち楽ではあると思う。

（加古委員）

- ・今回の会議テーマは、「岐阜県食品安全行動基本計画～第4期～重点施策について」なので、岐阜県食品安全基本条例、第4期岐阜県食品安全行動基本計画（当初版）、第4期岐阜県食品安全行動基本計画（概要版）を一読した。
- ・施策の多岐多様さと、実施すべき事業の多さに、この基本計画を担当一課で本当に運用、事業遂行できるのかと驚愕した。

<回答>生活衛生課

- ・今回ご紹介した重点項目については、当課が主体となって事業を進めているが、岐阜県食品安全行動基本計画は、当課のみで運用しているものではなく、岐阜県食品安全・安心推進連絡会議構成員である市内22課が目標に向かって取り組んでいる。
- ・市内各課だけでなく、県内各地の保健所をはじめとした、現地機関とともに事業を実施している。

○資料2 重点5 食品表示対策について

- ・「食品表示対策」では、優先順位づけと内容の重点主義、そして、民活が必要かと思う。
- ・法改正と制度改正に伴う事項で、食品表示がどう変わり、行使がどう徹底普及するかが問われるため基本計画に沿うのは当然だが、基本計画に留まらず、更なる普及等の推進が望まれる。
- ・まず、5年計画のステージ進行とカテゴリー目標の優先順位づけと重点配分を明確にすべきかと思う。その事業の推進に当たっては、広報手段の更なる多様化、例えばネット利用等である。
- ・民活は民間事業者には有料付託ではなく、県民等の協力者をもっと多く募り、自主性を図りながら多角的な施策、事業への参加、参画を進めることである。折角、食品安全対策モニターを募りながら十分な活用がなされていないかなと思うのは私だけであろうか。真のコラボレーションを構築なされては、と思う。

○重点7 学校等における食品安全教育の推進について

- ・「学校等における食品安全教育の推進」の施策、事業については、その大切さは分かるが、知識教育だけで良いのか、手洗い教室はともかく、体験学習、映像学習等、様々な方策が必要かと感じるが、基本計画で決められている以上、範囲が限定されるため難しい。
- ・効果測定や結果評価等、事業要素では必要不可欠なものが持ち込めず、教育の場の限界かと感じる。次期計画では抜本的な改定は可能か。

<回答>生活衛生課

- ・計画の中間見直しの際に、いただいたご意見を参考にさせていただきたい。
- ・また、実際に事業を実施する上で、そうした視点も考慮に入れながら実施していく。

○その他

- ・基礎自治体（本県内市町村）との関連性、具体的行動共調など、県民とのコラボレーションを構築する前提（市町村単位も不可欠）も併せ現況をご教示願いたい。

<回答>生活衛生課

- ・出前講座等のリスクコミュニケーション事業の周知依頼の際に、県内市町村に対して依頼文書を送付し、周知いただくなど連携を図っている。なお、岐阜市については、情報交換を行うなど、施策の実施について相互に協力する体制をとっている。

（後藤委員）

○資料1 重点5 (2)食品等関連事業者に対する講習会の開催について

食品表示等総合講習会は希望者が受講するとのことで、義務とは言わないまでも、食品表示をする側である事業者には是非とも講習に参加し、新しい知識を得てほしい。理解不

足や確認もれ等による不適切な表示を防ぐことになるのではないか。それは事業者の消費者に対する最低限の信頼性だと思える。

○資料1 重点7 学校等における食品安全教育の推進について

現状、どれほど児童・生徒たちが、食品安全への認識があるのかアンケートをとってはどうか。また、遠足や社会見学などで、食品製造設備等に行くように、教育関係機関へ働きかけてはどうか。リーフレットの活用もいいが、イベントなどで配布されていると思うが、その実効性がみえてこない。学校などに配布し、養護教諭などによるPTA研修にも活用してほしい。親世代は、食品安全教育を受けたことがないのではないか。家庭教育が何より大切だ。

(松原委員)

○資料1 重点5 (3)消費者に対する食品表示の情報提供について

食品の選択・購入についてどんなところで食品を購入しているのか。何を重視して選んでいるのか、考えてみたい。

食品を購入する時、食品表示をじっくり読み解くことが大切であるとする。

しかし、現実には食品表示の文字が小さく、見慣れない原材料が多数並び、理解しがたい現状ではないだろうか。大多数の人は賞味期限と値段だけは確認して購入すると思うが、もっと知っておくことがあると思う。

その解決方法として岐阜県では出前講座、講習会、リーフレットの作成などいろいろな活動はされているが、広く行き渡っていないと思う。記入方法として重要な物を太字あるいは大きく書くなど制限はあるにしても工夫が必要だと思う。

また、表示を正しく読み取る力がどれだけの人がいるか調査してみたらどうか。これは重点7「学校等における食品安全教育の推進」にも関連していくと思う。

お年寄りにも若い人にも簡単に分かる食品表示がされ、食品表示を詳しく、正しく解説する機会をもっと設けてほしい。

(高坂委員)

○資料2 食品表示対策の現状と課題について

“事業者の制度に対する理解不足や確認もれ”に関する不適正表示については、事業者(オーナー)の理解度に関係なく、従業者(パートやアルバイトが関与することもあり)の認識不足や業務の経験、配置転換等の環境変化により、誤った作業による表示間違いが想定される。

事業者への立入頻度を増やし、チェックするポイントもより、現場段階でお願いしたい。

(青木委員)

○資料1 重点5 食品表示対策について

私ども岐阜県学校給食会は、学校給食用の食材を学校給食センターや学校の調理場へ届けている。学校給食用物資の食品表示は、一般に流通する食品と違い直接消費者の目に触れることは少ないが、重要な役割を担っている。学校給食の献立は、国が定める「学校給食実施基準」に基づいて作成されるが、その作成にとって食品表示は大きな役割を果たしている。また、アレルギー表示についても、児童生徒の健康を守るために重要な情報となっている。食材を提供する事業者として、製造業者との連絡を密にし、より適切な食品表示に向けて今後も取り組んでいきたいと考えている。

○資料1 重点7 (1)小学生を対象にした「ジュニア食品安全クイズ大会」の開催について

小学生を対象にした「ジュニア食品安全クイズ大会」は、楽しく食品安全について学ぶ機会として、今後も充実させていただきたいと思う。ただ、正しい知識が食品の危険性に偏ることがないように配慮が必要だと考える。調理をするときに気を付けなければならないこと(包丁やまな板の管理など)、食品の保管について気を付ける事、給食配膳時に気を付ける事、食品表示の見方など、食品安全について、子どもたちが主体的に関われる内容もバランスよく取り入れてはどうか。

○資料1 重点7 (3)中高生向けの出前講座の開催について

中高生向けの出前講座については、食品安全の知識と併せて興味関心を高める内容を加えてはどうかと考える。例えば、女子生徒の中に過度な食事制限による「痩せ」や「拒食症」が増えていることを踏まえ、「美しく痩せるための食品表示の活用」を内容に加えたり、また、受験を控えたこの時期に「インフルエンザの予防のための食事対策」を加えたりするなど、参加への興味・関心を高める工夫をされてはどうか。

(徳井委員)

○資料1 重点5 食品表示対策について

食品表示法については関連する法律が多く、複雑化している事もあり、流通されてから誤表示が判明する事もある為、立入検査や合同監視が実施されていると思う。

私の個人的な意見だが、製造者は作成した食品表示の内容を各法令の所管へ事前に提出し、所管の承認を得たものでなければ製造ができないとすれば、余程のイレギュラーがない限り、表示が適正ではない商品が流通される事はないと思う。その上で食品表示の監視指導が実施されれば、より正確な情報を消費者の方へご提供できると思う。

○資料1 講習会等の開催について

食品等関連事業者に対する講習会の開催や消費者に対する食品表示の情報提供、学校等における食品安全教育の推進については、現在の取り組みを拡大する事が望ましい。しかし、コロナ禍においては非常に難しい為、収束した際は、食品事業者や消費者が正しい知識を今以上に身に付けられるよう、積極的に講習会や出前講座の開催に取り組んでいただきたいと思う。

(大野委員)

○資料1 重点5 食品表示対策について

岐阜市中央卸売市場の水産部門では、毎日、各地より入荷する生産水産物の産地の表示をチェックしている。

また、岐阜市保健所にて、定期的の下記の検査を市場内で検査している。

1 収去検査

農水産物の衛生検査（農薬など）

2 監視月6回程度

衛生的な取扱い、食品表示の確認

3 講習会 年1回

衛生的な取扱い、食品表示の基準

○食育について

寄生虫問題については消費者の皆さまが正しく理解し、正しく処理し調理するよう周知していただきたい。